

仙台市災害時地域精神保健福祉ガイドラインの改訂について

【資料3】	平成26年2月13日
第1回仙台市精神保健福祉審議会	

1. 仙台市災害時地域精神保健福祉ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)の策定意義

平成20年2月に、大規模災害の際の精神保健福祉医療に関する課題を整理し、仙台市全体の対応を円滑に行うことを企図してガイドラインを策定した(仙台市地域防災計画の下部計画)。

2. 改訂を要する理由

- (1) 大規模災害による影響が、比較的短期間(発災から数か月)で収束するという想定となっているために、より心理社会的支援が重要となる中長期の課題に充分対応できなくなっている(表参照)。
- (2) 震災後にとりまとめた「仙台市震災後心のケア行動指針」(平成25年6月、各区保健福祉センター、健康福祉部、保健衛生部)には、震災後の地域精神保健福祉活動によって得られた知見が含まれており、ガイドラインに包含すべき事項がある。

表 現行のガイドラインの課題

① 短期間[発災から数ヶ月程度]の記述が中心であり、中長期的な内容(たとえば長期間にわたる避難と転居による影響など)を加筆する必要がある
② 多職種チームによる支援を意識して、精神医学的視点に加え、心理社会的な視点を加えた記述にすることが必要である
③ 災害そのものに関連する影響についての記載が主であり、災害後の生活変化に伴う影響・災害前からの問題課題が災害を契機に顕在化する事などの記載が不十分
④ 人命損失や家屋等重要な物的基盤の損失、人間関係上の関係性の損失といった『喪失による悲嘆』についての記述が不十分

3. 改訂版のイメージ

現行ガイドライン(7分冊)

- ① 仙台市災害時地域精神保健福祉ガイドライン
- ② 災害時メンタルヘルス支援マニュアル(専門職員用)
- ③ 保健福祉センターにおけるこころのケア活動実務
- ④ 災害時メンタルヘルス支援マニュアル(一般職員用)
- ⑤ 災害時メンタルヘルス支援マニュアル(携帯用)
- ⑥ 災害時地域精神保健福祉活動における赴任準備マニュアル(外部応援職員用)
- ⑦ 仙台市精神保健福祉総合センター災害時所内運営マニュアル



改訂版ガイドライン(3分冊)

- I 支援者向け
(現行版①、②、③、④(一部)、⑦(一部)を加除修正し統合)
- II 応援者向け
(現行版⑥、⑦(一部)を加除修正し統合)
- III 市民向け
(現行版④(一部)と⑤を加除修正し統合)
このほか、震災後に障害者支援課にて作成した被災者向けパンフレット「まあるいはあと」の内容も含める。

4. スケジュール

- I 支援者向け:平成26年3月上旬に各区保健福祉センター職員から意見集約のための聴き取り等を実施し、平成26年度上半期までに改訂版を作成
- II 応援者向け:平成26年度中に改訂版を作成
- III 市民向け:平成26年3月下旬までに改訂版を作成

5. 保健福祉センターへの協働事項

ガイドラインの改訂にあたっては、被災者支援の第一線で活動した保健福祉センターが得た経験や知見を踏まえることが欠かせない。日々支援に従事する実務担当者を中心に精神保健福祉総合センターが聴き取り又は会合の機会を設ける形で意見集約を行う。